

## 健康維持は特定健診から 年に一度は健康チェックを

特定健診は、糖尿病や高血圧症など生活習慣病の予防が目的です。予備群を見つけ、生活習慣病になる前のメタボリックシンドロームの段階で予防し、病気になっても重症にならないように検査します。国民健康保険加入者の30歳から74歳までの方を対象としています。

健康状態をチェックすることで、病気を予防するための適切な対策を立てて実行出来るようになります。引いては病気の治療にかかる医療費の負担を減らすことが出来、保険料の抑制にもつなげることが出来ます。

健康を維持できれば医療費は増加しないので、皆さまが負担している国民健康保険料の支払い額も低く抑えることが出来る仕組みになっています。特定健診の受診率が上がり下がると国や道から交付される補助金も増減し、補助金が増えると保険料負担を低く抑えることが出来るのです。

大雪地区広域連合（東川、美瑛、東神楽3町）の27年度の特定健診受診率は45.6%でした。26年度から3.6%上昇しましたが、27年度の目標受診率50%には届きませんでした。28年度は55%が目標値となっています。（表1）

職場などで特定健診と同様の健診を受けている方は、受診の必要はありません。この場合は健診結果の写しを町保健福祉課に提出するようご協力をお願いします。全体の受診率に反映させることができます。

（表1）特定健診受診率の目標達成状況（第2期特定健康診査等実施計画）

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
目標値 (%)	40.0	45.0	50.0	55.0	60.0
受診率 (%)	39.5	42.0	45.6	—	—

### こんな方は特定健診を受けましょう

①健康だから	メタボは自覚症状がない間に深刻な病気が進行します。年に一度の検査で病気を予防し、時間も医療費も有効に活用できます。
②健診費用がかかる	生活習慣病が重症になるほど医療費も高くなります。早期発見、早期治療が医療費抑制につながります。
③忙しくて健診を受ける時間がない	生活習慣病になると、治療のためにたくさんの時間が必要になります。受診に要する時間は、1年に1回、半日程度です。
④病院に通院しているから特定健診を受ける必要はない	医療機関で定期的に受けている検査が特定健診の必須項目に合致している場合、そのデータを利用できます。かかりつけ医で不足分の検査を受け、特定健診の受診とみなせます。

### お問い合わせ

大雪地区広域連合 国民健康保険対策室 ☎82-3697（内線563）  
町保健福祉課保健指導室 ☎82-2111（内線505、506）

## 交通事故、暴力被害で治療の時は必ず届け出 第三者行為の被害で国民健康保険証を使う時

国民健康保険では、交通事故や暴力行為などで国民健康保険に入っている方がけがを負い、その治療にその保険証を使う場合、保険者に届け出を義務付けています。これは「第三者行為による傷病届」といい、大雪地区広域連合に入っている方は、保険者である当連合に届け出が必要です。

被害者に過失がない場合、加害行為に伴う治療費の負担は、本来加害者が医療費全額を負担します。しかし、被害者である被保険者が国民健康保険証を使う場合、医療機関に支払う医療費（本人の一部負担金以外の保険給付分）は、医療機関から保険者（当広域連合）に請求がきます。その場合、当広域連合は加害者に代わって医療費を支払い、後日加害者へ請求します。

この場合、加害者から治療費を受け取ったりすると国民健康保険は使えなくなります。労災法（労働者災害補償保険法）対象の労災事故など、雇用者が治療負担すべき時、犯罪行為、故意の事故、車の飲酒運転、無免許運転などによる事故のけがの場合も法令違反のため保険証を使えません。自転車やバイクの事故も届け出が必要です。

### ★示談する前に、ちょっと待って！

当広域連合が医療機関に支払った医療費は、加害者と被害者の示談が成立すると、その内容が優先されるため加害者に請求できなくなることがあります。その場合、当広域連合が負担した医療費は、被害者へ請求することになりますのでご注意ください。

示談の場合は、事前に当広域連合にご連絡ください。国民健康保険からの求償分を加害者が別途支払う旨、示談の内容に盛り込むことを忘れずに。示談が成立した時は速やかに示談書の写しを提出してください。示談後の治療にも届け出が必要になる場合があります。

### 届け出に必要な書類（必要書類は役場の国保担当窓口で）

第三者行為による傷病届	事故の状況は「交通事故証明書」を参考に記入。保険に関する事項は保険証明書を参考に記入。
第三者行為基本調査書	記載例に基づいて記入。
交通事故証明書	原本を1通提出。 発行手続きは事故発生場所の所管警察署へ問い合わせ。
事故発生状況報告書	図や説明は詳細を正確に記入。
念書	被害者（申請者本人）が作成。本人が記入できない場合、代理人の署名、押印が必要。
示談書	示談が成立した場合は必要。